

**平成22年度からの公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)の適用に伴う  
財務諸表等及び公認会計士による監査の対象の変更について**

	公益法人会計基準 (平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会) (平成20年改正基準)		公益法人会計基準 (平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ) (平成16年改正基準)	
本財団における 適用年度	平成22年度～		平成18年度～平成21年度	
財務諸表等(注1)	財務諸表等区分	公認会計士による監査の対象(年度決算のみ)(注2)	財務諸表等区分	公認会計士による監査の対象(年度決算のみ)(注2)
貸借対照表	財務諸表	本財団全体の貸借対照表	財務諸表	再資源化預託金等特別会計の貸借対照表 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の貸借対照表 資金管理料金特別会計の貸借対照表 ～ 〇〇特別会計の貸借対照表 本財団全体の貸借対照表総括表
正味財産増減計算書	財務諸表	本財団全体の正味財産増減計算書	財務諸表	再資源化預託金等特別会計の正味財産増減計算書 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の正味財産増減計算書 資金管理料金特別会計の正味財産増減計算書 ～ 〇〇特別会計の正味財産増減計算書 本財団全体の正味財産増減計算書総括表
財産目録	財務諸表外	本財団全体の財産目録	財務諸表	再資源化預託金等特別会計の財産目録 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の財産目録 資金管理料金特別会計の財産目録 ～ 〇〇特別会計の財産目録
キャッシュ・フロー計算書	財務諸表	本財団全体のキャッシュ・フロー計算書	財務諸表	本財団全体のキャッシュ・フロー計算書
収支計算書		平成20年改正基準において定めなし。 (よって、公認会計士による監査の対象ではない。)	財務諸表外	◇平成16年改正基準において定めなし。 ◇ただし、「公益法人会計における内部管理事項について(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)」において定めあり。 再資源化預託金等特別会計の収支計算書 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の収支計算書 資金管理料金特別会計の収支計算書 ～ 〇〇特別会計の収支計算書 本財団全体の収支計算書総括表

(注1)平成20年改正基準から一部様式に変更あり。

(注2)四半期決算についての定めはない。よって、四半期決算は、公認会計士による監査の対象ではない。

**(※)上記の変更に伴う平成22年度からの資金管理センターの対応は別添のとおり。**

(なお、本資料及び別添において、公認会計士とは「公認会計士又は監査法人」のことをいう。)